

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ムーンバット株式会社		コード	8115
提出日	2026/6/9	異動（予定）日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	第85回定時株主総会に、社外取締役の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	安川 文夫	社外取締役	○												○		有
2	中村 恭俊	社外取締役	○							△							有
3	竹内 由起	社外取締役	○												○	新任	有
4																	
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		安川文夫氏は、公認会計士及び税理士としての専門的見地から豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、監査経験も豊富であり、その知見や見識、経験を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実行性が期待できるため監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、独立役員として、現在及び将来において東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じる恐れがある事項に該当せず、中立・公正な立場を保持していると判断したため、独立役員として指名いたしました。
2	中村恭俊氏が過去において業務執行者を務めた三井住友銀行株式会社は、当社の資金調達先の1社ですが、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同行との取引への偏重はございません。また、同行退任後10年以上が経過しており、特別な利害関係を生じさせる懸念はありません。	中村恭俊氏は、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から経営に対する助言や意見、当社のガバナンスの維持・強化への貢献が期待できるため社外取締役に選任しております。 同氏は、独立役員として、現在及び将来において東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じる恐れがある事項に該当せず、中立・公正な立場を保持していると判断したため、独立役員として指名いたしました。
3		竹内由起氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しておおり、その知見や見識、経験を活かすことにより、独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実行性が期待できるため監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、独立役員として、現在及び将来において東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反の生じる恐れがある事項に該当せず、中立・公正な立場を保持していると判断したため、独立役員として指名いたしました。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。